

市民シンポジウム

袴田、名張、布川、東住吉冤罪再審事件の系譜 ～いまこそ、改めて取調べの可視化を考える～

日 時：2014年5月10日（土） 13:50～16:45

場 所：大阪弁護士会館2階ホール

司 会：川崎 拓也，栗林 亜紀子

（当会取調べの可視化実現大阪本部 委員）

主 催：大阪弁護士会

共 催：日本弁護士連合会

【第1部】

- 1 開会のあいさつ 石田 法子氏（大阪弁護士会 会長）
[13:50～13:55]

 - 2 基調講演「えん罪はなぜ発生するのか？」
[13:55～14:15] 木谷 明氏（弁護士，元裁判官）

 - 3 「袴田事件」袴田 巖さん実姉・袴田 秀子さんのお話
[14:15～14:25] 【インタビュアー】
森 直也氏（当会取調べの可視化実現大阪本部
事務局長）

 - 4 各事件に関する報告
- (1) 袴田事件 伊藤 修一氏（袴田事件弁護団）
[14:25～14:45]

 - (2) 名張毒ぶどう酒事件 鳥毛 美範氏（名張事件弁護団）
[14:45～15:00]

 - (3) 東住吉事件 齋藤 ともよ氏（東住吉事件弁護団主任弁護人）
[15:00～15:15]

 - (4) 布川事件 桜井 昌司氏（冤罪被害者）
[15:15～15:25]

・・・ 休 憩 ・・・

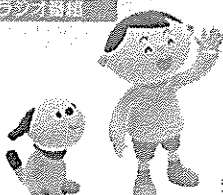
大阪弁護士会館
ラジオ放送

弁護士の放課後

大阪弁護士会

ほな行こか～(´o`)ノ

MBSラジオ（毎日放送）1179kHz ～毎週月曜日夜7時放送中！～
弁護士によるええ～話から、ちょっと役に立つ話まで放課後気分て、いろいろ語ります。



目 次

| No. | 資料名 | 掲載ページ |
|------|--------------|-------------|
| 資料 1 | えん罪はなぜ発生するのか | 1 ~ 2 ページ |
| 資料 2 | 事件報告一袴田事件 | 3 ~ 5 ページ |
| 資料 3 | 名張事件について | 6 ~ 8 ページ |
| 資料 4 | 東住吉放火えん罪事件報告 | 9 ~ 18 ページ |
| 資料 5 | 布川事件とは 概要説明 | 19 ~ 21 ページ |

「えん罪はなぜ発生するのか」 レジューメ (木谷)

(2014年5月10日大阪弁護士会「可視化シンポ」での基調講演)

1 はじめに・・・「人間のする裁判に誤りは避けられない」

2 刑事訴訟法のたてまえと問題点

- ・「疑わしいときは被告人の利益に」という「刑事裁判の鉄則」の意味
- ・「すべての真犯人を処罰し、無実の者は全部釈放する」ことは可能か。裁判官は、それを目指して努力すべきか
- ・現行刑訴法の2大欠陥・・・証拠開示制度の不備と密室取調べ
- ・証拠開示制度の不備について
 - ア 当事者主義の意味
 - イ 武器の不平等・・・「大砲と空気銃の勝負」
 - ウ 証拠開示制度の不備・・・「検察官は被告人に利益な証拠を合法的に隠匿できる」不合理
 - エ 法制審議会での議論状況・・・「全面証拠開示」からは程遠い

3 密室取調べの問題

- ・自白の重要性

- ・「任意にされたものでない疑いのある自白」は証拠とすることができないはず
(刑訴法 319 条 1 項、322 条 1 項)

- ・しかし、現実にはほとんどの自白が証拠採用されるのが現実

- ・「被告人は嘘をつく動機があるし、法廷で宣誓もしない。他方、取調官には嘘をつく動機がないし、宣誓して証言するから偽証罪の制裁もある」という論法の不合理

- ・衝撃・・・ある検事総長経験者の告白

4 取調べ可視化の必要性・・・「全事件・全過程の可視化」が必要

- ・警察・検察官が可視化に反対する大義名分

- ・警察・検察官が反対する真の理由

- ・法制審議会での議論状況・・・「全過程録画」は実現しそうだが、「全事件録画」からは程遠い、「参考人可視化」は問題外とされる

5 おわりに

- ・世論の高まりで「全事件・全過程の可視化」実現を

事件報告－袴田事件

H26.5.10

袴田事件弁護団 弁護士 伊藤 修一

1. 事件の概要

昭和41年6月30日午前1時50分ころ、静岡県清水市内の味噌製造会社専務宅家屋において火災が発生し同家屋がほぼ全焼した。鎮火後、現場から4名が遺体で発見された。4名の遺体には、それぞれ刃物で多数回刺突された形跡が認められ、付近からはガソリン臭がした。また、同家屋内の現金入りの複数の袋が移動された形跡があり、一部は発見されなかった。このような事情を基に捜査機関が強盗殺人、現住建造物放火事件として捜査を開始し、同年8月18日に袴田巖さんが逮捕された。その後、起訴され公判において公訴事実を否認して争った。袴田さんは犯人ではない、無罪であると主張して争った。

2. 本事件の問題点

- ・自白の強要
- ・犯行ストーリーが成り立たない
→えん罪である

3. 本件の争点

本件の最大の争点は、いわゆる「5点の衣類」(白ステテコ、白半袖シャツ、ネズミ色スポーツシャツ、鉄紺色ズボン及び緑色パンツ)である。これらが犯行着衣であるか、及び袴田さんのものであると認められるかどうかという点にある。

4. 再審開始決定の概要

- (1) 判断枠組－白鳥事件決定(最一決昭和50年5月20日)に依拠

→新旧証拠の総合評価

- (2) 5点の衣類－DNA鑑定

①鑑定の結果、白半袖シャツの右肩部分に付着していた血液(試料)から検出されたDNAは、袴田さんに由来するものではないという点で両鑑定人の鑑定結果が一致した。

②5点の衣類全体を見ても、各試料上の血痕が被害者及び袴田さん以外のものである可能性が相当程度ある。

→これらの結果を踏まえると、「5点の衣類が犯行着衣であり、袴田が着用していたものであるという確定判決の認定に相当程度疑いを生じさせるものであり、特に袴田の犯人性については、大きな疑問を抱かせるものである。」

- (3) 5点の衣類－色

①味噌の入ったタンクの中に1年以上も漬かっていたにしては血痕の赤みも強すぎ、不自然である。

②赤味噌として製造されていた味噌の色を反映していない可能性高い。

→事件から相当期間経過した後に味噌漬けにされた可能性がある。

その他、鉄紺色ズボンのサイズ、端布等の問題もあるが、これらから、

・5点の衣類は、犯行着衣ではない！袴田さんのものではない！

・5点の衣類は、1年以上味噌に漬かっていない！

⇒証拠の「ねつ造」だといえる！

※では、誰がねつ造したのか？

→「このような証拠をねつ造する必要と能力を有するのは、おそらく捜査機関（警察）をおいて外にないと思われる。」

(4) その他の証拠群（抜粋）－犯人性を裏付ける証拠とはいえない

①袴田さんが元同僚に渡したとされる紙幣

紙幣（千円札）は18枚あり、いずれも左上と右下の記号番号記載部分が焼損している→燃え方が不自然

②自白調書

全45通のうち、検察官調書1通を除いて証拠排除されている（確定1審）。しかも、この1通は証拠の標目に挙がっていない。にもかかわらず、確定1審と確定控訴審は自白の信用性について詳細に検討している。

本決定→重要な部分で客観的な事実と食い違う→安易に信用できない。

(5) 拘置の執行停止

本決定は、死刑の執行のみならず、拘置の執行も停止した。

・再審の審判で無罪になる相当程度の蓋然性が認められる。

・極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきたこと。

・5点の衣類等のねつ造→「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない。」

・「拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない。一刻も早く袴田の身柄を解放すべきである。」

本決定が拘置の執行停止を認めたため、検察は拘置の執行停止を停止するよう静岡地方裁判所へ職権発動を申立てたが静岡地裁は職権発動しなかった。これにより、袴田さんは、3月27日、逮捕以来実に48年ぶりに解放されることになった。なお、検察は、拘置の執行停止決定に対して東京高裁へ抗告を申し立てたが、本抗告は棄却されている。

5. えん罪をなくすために－袴田事件から学ぶべきこと

以上

事件の経過

| 年 月 日 | 事 実 |
|--|------------------------------|
| 1966 (昭和41) 年 6月30日 | 被害者宅が全焼し一家4名の遺体が見つかる |
| 1966 (昭和41) 年 8月18日 | 袴田さん逮捕 |
| 1966 (昭和41) 年 9月 9日 | 袴田さん住居侵入、強盗殺人、放火で起訴 |
| 1967 (昭和42) 年 8月31日 | みそタンク内で5点の衣類が発見される |
| 1968 (昭和43) 年 9月11日 | 確定第一審判決 |
| 1976 (昭和51) 年 5月18日 | 控訴棄却 |
| 1980 (昭和55) 年11月19日 | 上告棄却 |
| 1981 (昭和56) 年 4月20日 | 第1次再審請求 |
| 1994 (平成 6) 年 8月 8日 | 第1次再審請求棄却 |
| 2004 (平成16) 年 8月26日 | 即時抗告棄却 |
| 2008 (平成20) 年 3月24日 | 特別抗告棄却 |
| 2008 (平成20) 年 4月25日 | 第2次再審請求 |
| 2008 (平成20) 年 4月 ~ 2010 (平成22) 年11月 | 5点の衣類の色に関する報告書3通を提出 |
| 2011 (平成23) 年 2月23日 | DNA鑑定請求 |
| 2011 (平成23) 年 8月23日 | DNA鑑定採用決定 |
| 2011 (平成23) 年12月 ~ 2012 (平成24) 年12月 | 鑑定書等の提出 |
| 2012 (平成24) 年11月 ~ 2013 (平成25) 年 1月 | DNA鑑定に関する証人2名の証人尋問 |
| 2013 (平成25) 年 5月, 7月 | 5点の衣類の色に関する証人等2名の証人尋問 |
| 2013 (平成25) 年12月 2日 | 最終意見書提出 |
| 2014 (平成26) 年 3月27日 | 再審開始決定・死刑及び拘置の執行停止 袴田さん釈放 |
| 2014 (平成26) 年 3月31日 | 検察官、即時抗告申立 |
| 2014 (平成26) 年 4月10日 | 弁護団、速やかな棄却を求める意見書を提出 |

名張事件について

14・5・10

1 事件の概要

S36・3・28の午後8時頃、名張市葛尾の公民館で開かれた生活改善クラブ総会後の懇親会の席上、ぶどう酒を飲んだ女性が一斉に苦しみ出し、うち5名が死亡。ぶどう酒の中に毒物（農薬）が入っていたことが原因、と判明。

当初、3人の男性が疑われたが、最終的には、ぶどう酒の瓶を生活改善クラブの会長宅から公民館に運んだ奥西勝さん（当時35歳）に的が絞られ、連日、長時間の取調べを受ける（捜査段階では弁護人は選任されず。）。

奥西勝さんは、当初は否認していたが、厳しい取調べに屈伏し、4・2の深夜自白。翌日逮捕され、以後、自白を続ける。最終盤になって「否認→自白」の調書となり、最後の調書は「否認」調書。

そして、S36・4・24、殺人と殺人未遂で、起訴される。

2 裁判の経過

S39・12・23 津地裁で、無罪の判決。

* 状況証拠からは犯人とは認定できず、「自白には多くの疑問点が存」し信用できない。

S44・9・10 名古屋高裁刑事第1部で、逆転（有罪・死刑の判決）。

← 逆転判決には、ぶどう酒瓶の王冠にある傷についてのM教授の欺瞞的鑑定が決定的役割を果たす。

S47・6・15 最高裁第1小法廷、上告を棄却。

3 再審請求の経過

奥西勝さんは、捜査段階の最終盤以降、一貫して無実を訴え、みずから、再審請求を繰り返してきた。S62年、日弁連が再審請求支援を決定し、第5次再審請求が始まる。

H17・4・5 名古屋高裁刑事第1部、第7次再審請求に対し、再審開始決定。

H18・12・26 名古屋高裁刑事第2部、逆転（再審開始決定を取り消す決定）。

H22・4・5 最高裁第3小法廷、再審開始決定取消決定を取り消し、名古屋高裁刑事第2部に差し戻す。

H24・5・24 差し戻審の名古屋高裁刑事第2部、再審開始決定を取り消す決定。

H25・10・16 最高裁第1小法廷、奥西勝さんの特別抗告を棄却。

奥西勝さんは、直ちに、名古屋高裁刑事第1部に再審請求をし（第8次再審請求）、現在、審理中。

4 再審請求の理由（冤罪と考える根拠）

(1) 奥西勝さんの捜査段階の自白は信用できず、真実の自白とは言えない。

自白調書の内容は、犯行の動機、犯行の計画、犯行の準備、犯行の機会、犯行の実行行為、犯行後の行動などのすべてにわたって、著しく変遷し、客観的事実に矛盾したり、不自然さを極めたり、犯人しか知りえない「秘密の暴露」がないなど、到底信用し難いもの。

(2) ぶどう酒瓶の王冠にある傷は人間の歯による傷とは言えない。仮に人間の歯による傷と言えるとしても、奥西勝さんの歯によるものとは言えない。

(3) ぶどう酒に混入されていた毒物（農薬）は、奥西勝さん宅にあった、奥西勝さんの自白にあるニッカリンTではない。

(4) 奥西勝さんには、犯行の機会はない。

ぶどう酒瓶が当時の会長宅に運ばれてきてから公民館に運ばれるまでの間に1時間以上の空白の時間がある。奥西勝さんがぶどう酒瓶を公民館に運んでから、奥西勝さんが公民館で一人になっていた時間はない。

ぶどう酒瓶の王冠や封緘紙が公民館で発見された事実は、公民館でぶどう酒瓶が開栓されたことを示すだけで、公民館でぶどう酒に毒物（農薬）が混入されたということを示すものではない。

- (5) その反面、当日、ぶどう酒瓶に接触できるという犯行機会があった人物が他にいる。

5 取調べの可視化を！

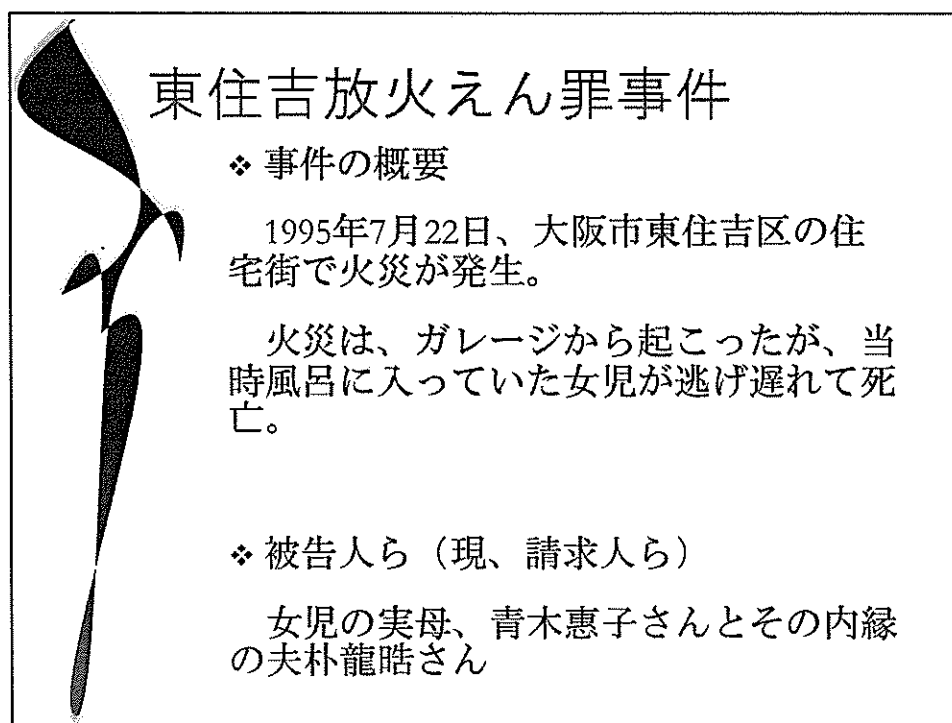
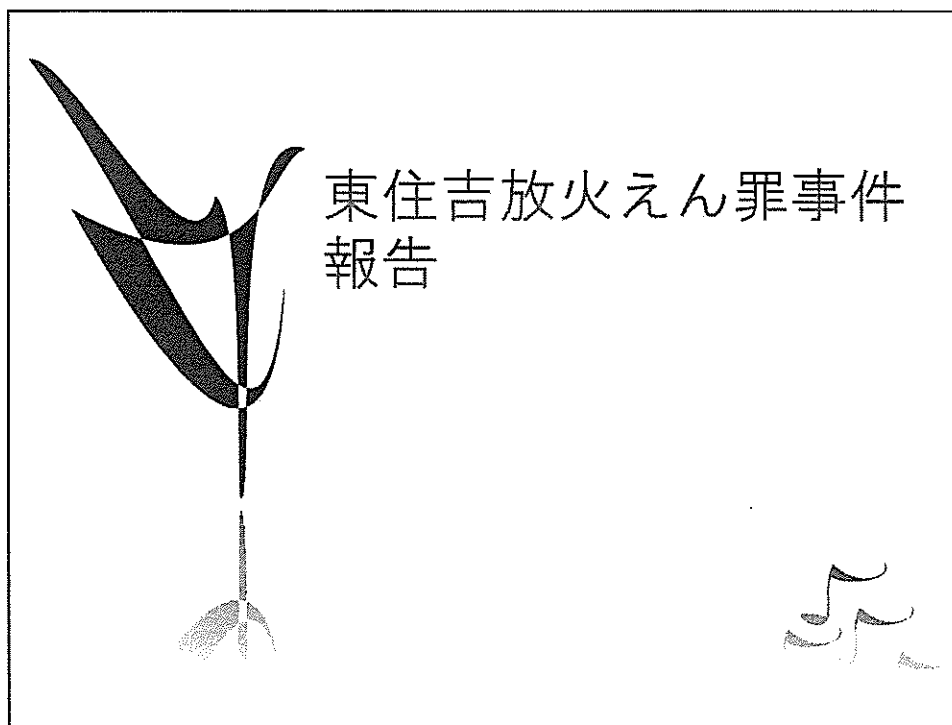
奥西勝さんの捜査段階の自白は、16通に及ぶ。捜査段階で、奥西勝さんは、当初の否認後、厳しい取調べに屈伏して自白し、自白を続けた（最終盤に「否認→自白」の調書となり、自白調書1通を挟んで、最後は否認調書となった。）。この点、奥西勝さんは、過酷な取調べを受けて自白し、自白を続けざるをえなかった、と訴えている。

しかし、これらの状況、特に、否認と自白を繰り返した経緯、自白の内容が著しく変遷した経緯、その理由は、供述調書上は明らかにされていない。奥西勝さんに対する過酷な取調べも、取調官の否定にあい、その実相を明らかにすることは困難であり、残念ながら、奥西勝さんの訴えを裏付ける材料は乏しい。故に、被告人、とくに否認している被告人に対する取調べの可視化は、絶対に必要。

これに加えて、ぶどう酒瓶が会長宅に運ばれてきた時刻についての関係者の供述が一「検察官の並々ならぬ努力の所産」（第1審無罪判決）として一途中で一斉に変更しているなど、情況証拠に関する参考人の供述の経過には不自然な点が多い。故に、重要な関係者の取調べにも、可視化が必要。

このように、名張事件の経験からも、被告人に対する取調べにも、重要な関係者の取調べにも、取調べの可視化は、絶対に必要。

（そのほか、警察・検察が保管している「証拠の開示」の問題もあり、この問題も非常に重要。作家・赤川次郎さんの最近の発言。）



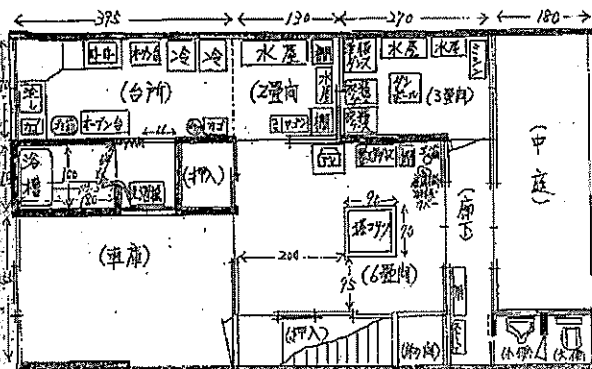
検察官の起訴事実

被告人Aは、Bと共謀し、マンション購入資金等に窮したことから、C子の生命保険金を得る目的で、ABの自宅に火を放ち、入浴中の事故を装ってC子を殺害しようと企てた。

平成7年7月22日午後4時50分ころ、自宅で、BがC子を入浴させた上、Aが風呂場の南側に隣接する玄関土間兼ガレージのコンクリート床面にあらかじめ用意していたガソリンをまき、持っていたライターで点火し、火を放った。

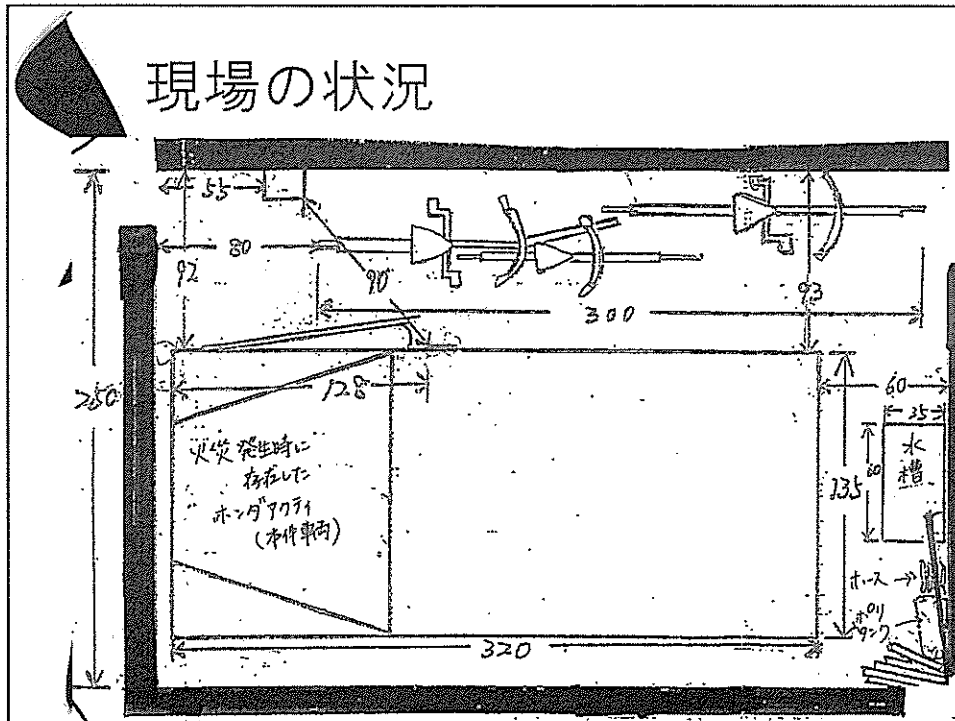
上記の行為によって、自宅を全焼させ、C子を殺害した。

現場青標跡一階見取図



平成七年八月一日

現場の状況

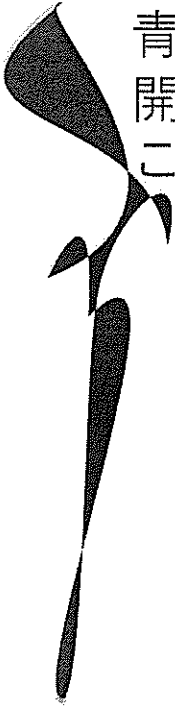


これまでの経緯

1999 (平成11) 年 大阪地裁 有罪
2004 (平成16) 年 大阪高裁 控訴棄却
2005 (平成17) 年10月 鑑定書提出
2006 (平成18) 年6月 最高裁 上告棄却
→朴さんおよび青木さんは刑務所へ収監

2009年 (平成21) 年7月 再審申立
2012年 (平成24) 年3月7日 大阪地裁
再審開始決定

同月12日 検察即時抗告
現在、請求抗告審中



青木さんへの取り調べ～検察 開示証拠から明らかになった こと

- ① 様々な方法(めぐみちゃんの写真を見せる、娘を火事で救えなかったことを責める、朴が土間に降りたと息子は言っているなど)で青木さんを精神的に追い詰める。
- ② 捜査機関は、朴さんが自白したというFAXをちらりと見せたり、朴さんが青木さんに宛てた手紙を渡し、青木さんに読ませた。
- ③ 体調が悪い状況であったにもかかわらず、長時間にわたる取調べを行い、大声で自白を迫った。

...etc

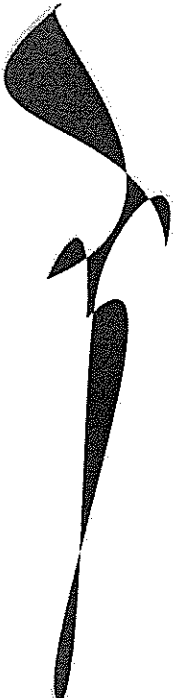

「取り調べが仮に可視化されていれば？」

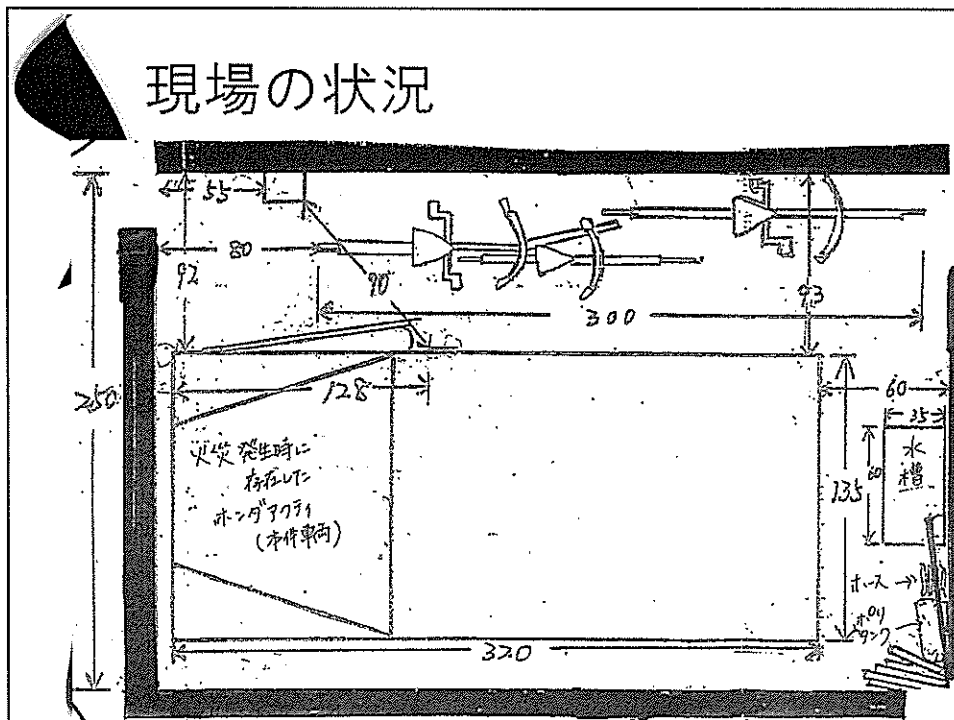
被疑者双方に相手が自白したという虚偽の事実を告げたことや、長時間、夜間、暴行など違法な取り調べが明らかになる



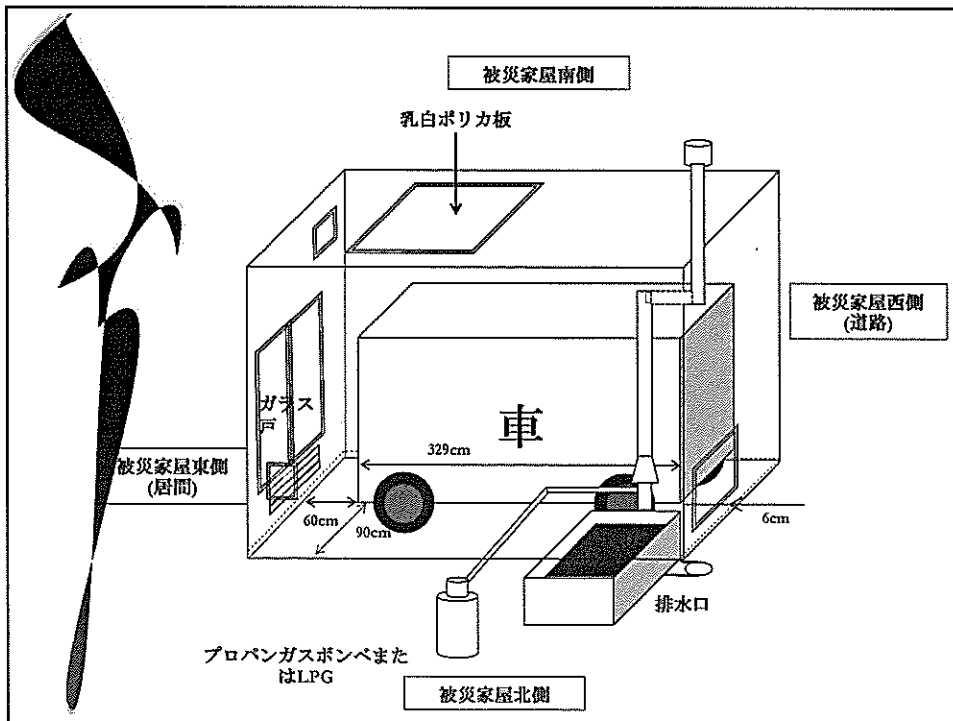
朴さんの自白の内容

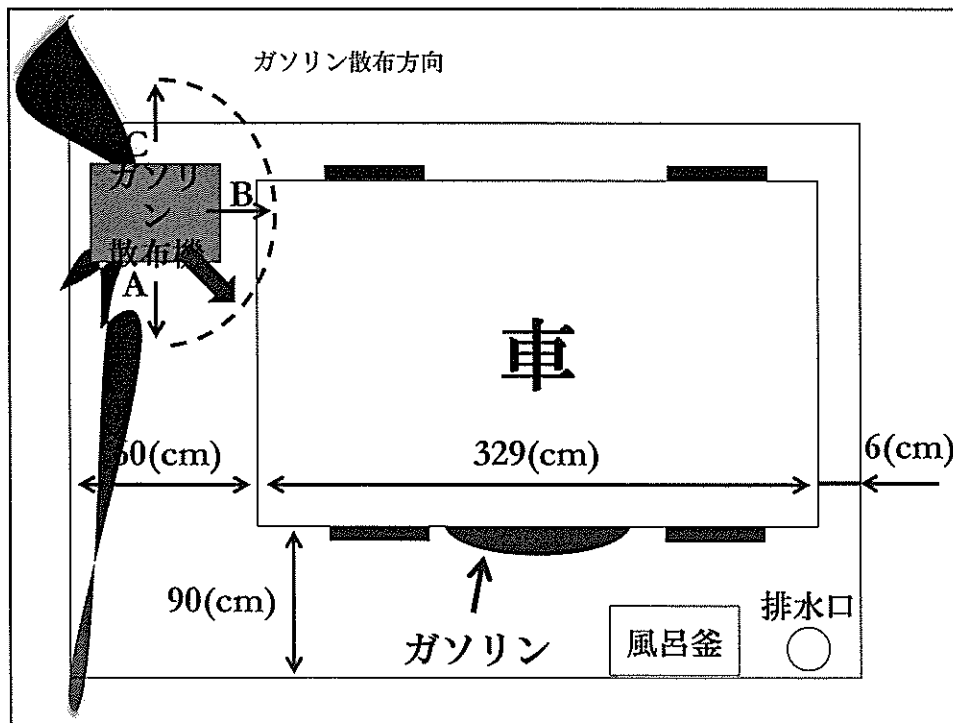
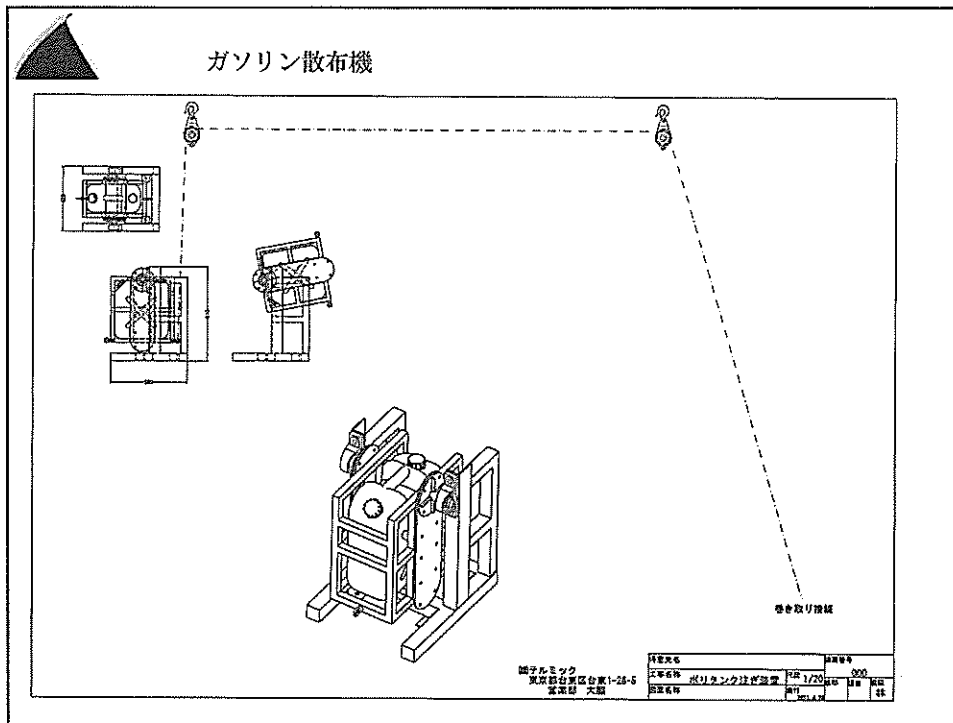
- ① 居間から出る
- ② ライターを水槽の上に置く
- ③ 右手を車後部に添えて支えとし、身体を前にかがませ左手を伸ばしポリタンクの取手を掴み、持ち上げて身体を起こし、ポリタンクを取る
- ④ 上半身を直立させてポリタンクを持ち上げる
- ⑤ 車の後部と水槽との間を車に背を向けた状態でポリタンクを持ったまま横歩きをする
- ⑥ もともとポリタンクが置かれていた位置であり、かつ車両の排気口のあたりで、身体を車の方に向け、車の後部を正面にする体勢になる

- 
- ⑦ ポリタンクの取手を左手で持ったまま、右手でポリタンクの蓋を取る
 - ⑧ 蓋を水槽の上に置く
 - ⑨ 左手でポリタンクの取っ手をもって、右手を蓋を開けた注ぎ口のそばに添えた体勢で、ポリタンクは床面において傾け、ガソリンを撒く
 - ⑩ ポリタンクをゆっくり傾ける
 - ⑪ ガソリンを撒いた後、ポリタンクを置いて、もとの場所に後ろ向きに歩いて出る
 - ⑫ 置いていたライターを取る
 - ⑬ ガソリンが流れて広がっている状況を見る
 - ⑭ 水槽上のライターをとる
 - ⑮ ライターをゆっくり近づけ着火する
- 



実験で使した車両

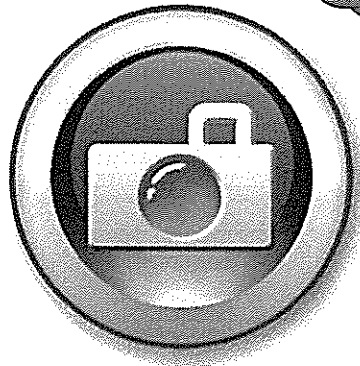




弁護人が行った実験

静岡県小山町で当時の状況を再現し、
火災実験を行った。

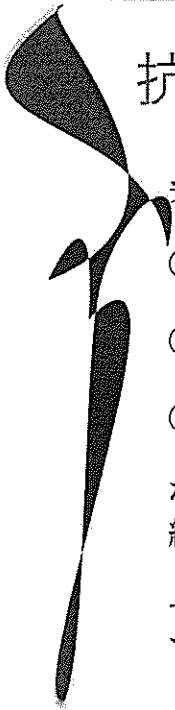
動画を見てくだ
さい



再審開始決定の概要

確定判決が請求人兩名を本件犯行の犯人であると認定した証拠構造によると、同人らと本件犯行とを結び付ける直接証拠は請求人兩名の自白調書及び供述書のみであって、新証拠によって請求人兩名の自白の信用性が揺らげば、確定判決の有罪認定もまた動揺せざるを得ない関係にあった。そして、当請求審段階で実施された小山町新実験に基づく新証拠を中心に請求人兩名の自白を検討したところ、請求人Aの自白は放火方法という核心部分において科学的見地から不自然不合理な内容である上、客観的事実等ともそぐわないことなどが明らかとなり、その信用性は大幅に減殺された。






抗告審での検察実験

弁護団実験が不正確であると主張

- ① 床面の傾斜について
- ② 床面の窪み
- ③ 通気口

などの再現をし、25度のガソリン約7リットルを
約30秒で撒いた

→結果は、弁護団実験とほぼ同じ！！約25秒前後
で火がつくことが分かった。



東住吉冤罪事件について

1995年7月22日の夕方、大阪市東住吉区の青木恵子さん宅で、家屋内の土間兼車庫(軽自動車駐車中)付近から出火し、入浴中だった青木さんの長女(当時小学6年生)が逃げ遅れて亡くなるという痛ましい事故が発生した。東住吉警察は、当初、ガソリン給油直後でガソリタンクが満タンであったこと、車庫内に設置されていた風呂釜と駐車中の自動車の給油口とがわずか90センチしか離れていないこと、風呂釜の種火が燃焼していたことなどの事実から、自動車のガソリンがもれ、風呂釜の種火に引火し発火したとの見解を有していた。しかし、その後、警察は、風呂釜にすすがついていなかったこと、長女に1500万円の生命保険がかけられていたこと、火災発生時、玄関(車庫入り口)の戸は内側から施錠されていたことなどから、「保険金詐取目的放火殺人」の疑いをもち、青木さんと当時内縁の夫であった朴龍皓さんが共謀して犯行に及んだという予断のもと、放火の物的証拠は全くないまま、同年9月10日早朝、「任意同行」と称して強制的に2人を警察に連行した。

同日2人は、長時間に及ぶ苛酷な取調べを受け、暴力、脅しといった違法取調べにより精神的に追い込まれ、さらに、互いに相手が「自白」したと嘘の事実を突きつけられた。そして、不信と絶望の中、警察の誘導のままに自白調書を取られ、逮捕、起訴された。一審、控訴審とも、自白の信用性がないこと、自然発火の可能性があることを弁護団は主張立証したが、1999年大阪地裁で無期懲役、2004年大阪高裁で控訴棄却の判決が下された。

弁護団は2005年10月、新たな鑑定書を作成し、青木さん、朴さんの上告趣意書を最高裁へ提出したが、最高裁は口頭弁論を開くことなく、2006年11月朴さんに上告棄却判決、12月青木さんに上告棄却決定を下し、刑が確定し、朴さんは大分刑務所、青木さんは和歌山刑務所に収監されることとなり、現在も収監中である。

再審請求と火災実験

2009年7月に朴さん、8月に青木さんが再審請求した。弁護団は、弘前大学の伊藤昭彦教授監修のもと、2011年5月20日、土間兼車庫を再現した小屋で、7.3ℓのガソリンをまき、ライターで火をつけたという朴さんの自白どおりに放火行為を行うことが可能なかどうかを検証する実験を行った。まず、再現した土間兼車庫には火災事故当時に置かれていた車と同種の車両を配置し、風呂釜、浴槽、ガレージの傾斜等を完全に再現した。そして、朴さんの自白どおり、居間に面していた車の左後方部からポリタンクに入れたガソリン7.3ℓをまいた。すると、まき始めて約19秒でガソリンが風呂釜の種火に引火し、あっという間に小屋は真っ赤になり、待機していた消防員に鎮火を頼まなければ危険な状態になった。

朴さんの自白どおりにポリタンクに入った7.3ℓのガソリンを傾けてまくと、全てまき終わるのに30秒以上かかる。(この点、同量の水をポリタンクに入れ、ガレージにまいたところ36秒かかった。)その後、自白で火をつけたとされる位置(車のドア付近)に移動し、ライターで火をつけるという動作をするまでに約45秒は必要である。実験の結果、ガソリンを全てまき終わるまでに種火に引火し、着火の動作に移る前に火だるまになってしまうことが分かった。この実験によって、自白どおりの放火行為を行うことが不可能であることが証明され、放火の実行行為の自白が全くの虚偽であることが判明したのである。

今後も弁護団は、無実の罪で収監されている朴さん、青木さん両名が一刻も早く、釈放されるよう活動していく。皆様のご支援を宜しくお願い致します。

※ 支援の会のホームページは、<http://www.f6.dion.ne.jp/~equity/enzai.htm>

「布川事件とは」 概要説明

昭和42年8月30日の朝、茨城県北相馬郡利根町布川で独り暮らしの老人が自宅で殺害されているのが発見されました。男性は、自宅8畳間で、両足をワイシャツとタオルで縛られ、口の中にパンツを押し込まれ、首にパンツが巻き付けられて殺されていました。これが、世に言う「布川事件」の始まりでした。

検屍の結果、被害者は8月28日の午後7時から11時頃に首を絞められて殺されたものと推定されました。

当時の新聞記事によれば、「28日の夜7時30分から8時30分頃、ふたりの男が被害者宅付近にいた。そのうちの1人は被害者の家のあがりはなに立ち、他の1人は壁のほうにいた。1人は背が高い男であった。」という情報が得られ、結局、この「2人連れの男」が犯人ではないかという推定で捜査が進められたようです。

近隣の市町村で地取り捜査が行われ、前科者、素行不良者、被害者から多額の金を借りていた者などでアリバイのはっきりしない者を対象に捜査が続けられました。10月初旬には捜査が行き詰まりました。

この間、捜査線上に浮かび上がった対象者は、総勢180名前後にものぼったそうです。

そして、アリバイ捜査の結果、最後に残ったのが桜井昌司さん（当時20歳）と杉山卓男さん（当時21歳）でした。

そして、10月10日になって桜井さんが、友人のズボン1本の窃盗容疑で逮捕され、続いて10月16日には杉山さんが暴力行為の容疑で逮捕されたのです。

ふたりは、いわゆる『別件逮捕』により勾留され、取調官によって『代用監獄』での連日長時間にわたる『自白強要』が行われました。

当初、桜井さんは、身に覚えのない強盗殺人について否認していましたが、取調官からアリバイを否定され、『お前が犯人だ』『アリバイが言えないのは犯人の証拠だ』『お前と杉山を現場で見た人がいる』『お前の母ちゃんも、早く本当のことを言えと言っている』などと連日言われ続けました。また、嘘発見器にかけられ、その結果を捜査官から『検査の結果、みんな嘘とでた。もうダメだから話せ』と言われ、何を言っても犯人にされてしまうと自暴自棄とな

ってしまいました。そして、10月15日に、被害者を殺害して金を奪ったことを認める、自分の記憶と異なる「自白」をしてしまいました。

一方杉山さんも、取調官に事件当日のアリバイを説明しましたが、取調官は、「おまえを見たという人がいる。桜井がお前と一緒にやったと言っている。」と、杉山さんを犯人扱いにして連日厳しい追及を行いました。堪えきれなかった杉山さんは、10月17日、同様に自分の記憶と異なる「自白」を余儀なくされました。

おふたりは、それぞれ警察の取調で『自白』を強要され、その『自白』を根拠に、裁判で無期懲役の判決を受け、29年間も刑務所に囚われたのです。

平成8年11月、お二人は相次いで仮釈放となりました。

その後お二人は裁判のやり直しを求めて、2001年12月6日、水戸地方裁判所土浦支部に第二次再審請求の申立を行いました。同裁判所は2005年9月21日、再審開始決定を下しました。この決定に対して検察官は即時抗告しましたが、東京高等裁判所は「即時抗告棄却」の決定を下しました。弁護団他は検察官に対し、特別抗告をせずに直ちに再審を開始するよう強く求めましたが、検察官はこれに従うことなく特別抗告を行いました。しかし、2009年12月14日、最高裁判所第二小法廷は、全員一致で特別抗告棄却決定を出し、ここでようやく再審開始決定が確定しました。

その後、水戸地裁土浦支部で再審の裁判が行われました。その裁判では、検察官からの「今更の」被害者の遺留品のDNA鑑定が請求されましたが、裁判所により却下されました。また、目撃者の証人尋問がなされ、被害者宅の前に立っていたのは杉山さんでなかったことが、明確に語られました。このように、桜井さん、杉山さんの有罪を基礎づける立証が何らなされず、逆に、お二人の無罪が明白になったにもかかわらず、検察官は、論告で再びお二人に無期懲役の求刑を行いました。

再審審理は、2010年12月10日に結審し、判決が2011年3月16日に下される予定でしたが、先の大震災により、判決期日は延期となりました。

そして、本年5月24日午後1時半、水戸地裁土浦支部で、改めて判決が言い渡されました。勿論のこと、無罪判決でした。

判決では、桜井さん、杉山さんの自白調書には、合理的な理由のない変遷や、客観的事実に照らして不自然な点が散見されること等から、お二人の調書が摺

査官らの誘導等により作成されたものである可能性が否定できないと延べ、捜査段階の供述調書の信用性を否定し、また、任意性についても疑いを払拭することができないと結論づけています。

以上